

# 大同大学における公的研究費の不正防止計画

平成 28 年 4 月 1 日制定

学 長 裁 定

大同大学は、「大同大学公的研究費における不正防止に関する基本方針」に基づき、公的研究費の不正防止計画を以下のとおり定める。

## 1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
不正防止に関する規程の制定から時間が経過し、意識が希薄化する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・公的研究費の運営・管理に関わる各責任者の役割や責任の所在・範囲・権限を明確化し、学内外に公表・周知する。</li><li>・学内会議等において、不正防止対策の啓発を継続実施し、不正防止意識の向上に努める。</li></ul>

## 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
コンプライアンスに対する公的研究費の運営・管理に関わる教職員の意識が希薄である。	<ul style="list-style-type: none"><li>・科学研究費助成事業の申請者に限定していたコンプライアンス教育の対象者を拡大し、広範なコンプライアンス意識の向上を図る。</li><li>・「大同大学における競争的資金の使用に関する行動規範」の周知徹底を図る。</li></ul>
研究費使用に関するルール of 理解が不足している。	<ul style="list-style-type: none"><li>・競争的資金等の執行に関するルールをまとめた「大同大学公的研究費取扱マニュアル」を改訂し、公的研究費に関わる全教職員に配付し、研究費使用に関するルールの周知徹底を図る。また、不正使用に関与しない旨の誓約書を徴取する。</li></ul>

### 3. 研究費の適正な運営・管理

不正発生の要因	不正防止計画
取引業者が本学教職員と必要以上に密接な関係を持つことによって癒着が生じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学と取引のある全業者に対し、研究費の不正使用に関与しない旨の誓約書の提出を求める。また、不正を行った業者に対しては、取引停止などの措置を講ずる。</li> </ul>
研究計画と関連性の低い物品を購入する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大同学園購買規程」に基づき、事務部門での検収を継続し、懸念がある場合は、確認を徹底する。</li> <li>・換金性の高い物品については、管理台帳を作成し、定期的に現物確認を行う。</li> </ul>
出張事実の確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊を伴う国内出張の場合、宿泊証明の提出を求める。</li> <li>・公的研究費配分機関のルールに応じ、出張報告書の提出を求める。</li> </ul>
労働実態の確認が不十分なまま、人件費、謝金等を支出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約を締結する場合は、事務部門による出勤簿等の確認を行う。</li> <li>・アルバイト等で雇用契約がない場合、管理者・勤務者の双方が確認した勤務表の提出を求める。</li> <li>・謝金については、直接本人に支払い、領収書を徴取する。</li> </ul>

### 4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	不正防止計画
不正行為の申立て窓口が分かりにくいため、不正が潜在化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内外からの不正行為に関する申立て窓口を公表する。</li> </ul>

### 5. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
不正発生要因に着目したモニタリングを行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアプローチ監査の手法を導入・実施する。</li> </ul>